

○ 信用金庫法第五十四条の十五第八項の規定に基づく従属業務を営む会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等（平成十四年金融庁告示第四十号）

改正案

現行

<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の第二十八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十四条の二十三第六項並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第七十条第一項第一号及び同条第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫連合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月 金融監督庁 告示第四十八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>大蔵省</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「子会社」とは、信用金庫法（以下「法」という。）第三十二条第五項に規定する子会社をいい、「金庫集団</p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の第十五第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十四条の十七第六項並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第十条の十一第一項第一号及び同条第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月 金融監督庁 告示第四十八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>大蔵省</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「子会社」とは、信用金庫法（以下「法」という。）第三十二条第五項に規定する子会社をいう。</p>
---	---

「とは、信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第六十四条第一項第一号に規定する金庫集団をいう。

2 第二条において「従属業務」とは、法第五十四条の二十一第一項第一号イに規定する従属業務をいう。

3 第三条から第七条までにおいて「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」とは、「証券業を営む外国の会社」とは、「信託業を営む外国の会社」とは、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」とは、「信託業を営む外国の会社」とは、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」とは、「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第五十四条の二十三第一項に規定する証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいい、「特定子銀行」とは、規則第六十四条第一項第一号に規定する特定子銀行をいう。

（信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫又はその金庫集団のために営む従属業務に関する基準）

第二条 法第五十四条の二十一第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第六十四条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」とい

2 第二条において「従属業務」とは、法第五十四条の十五第一項第一号イに規定する従属業務をいう。

3 第三条から第七条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第五十四条の十七第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

（信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準）

第二条 法第五十四条の十五第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第十条の五第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの

う。)につき、当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団(同項第二号に掲げる業務については当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団に属する法人の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫からの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、主として信用金庫に係る集団(規則第六十四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫に係る集団(規則第六十四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用金庫に係る集団に属する法人の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫からの収入があり、かつ、当該信用金庫に係る集団に属する規則第六十四条第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する信用金庫等からのいずれかからの収入があること。

(信用金庫連合会等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 信用金庫連合会、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業

業務(以下「それぞれの業務」という。)につき、当該信用金庫(同項第二号に掲げる業務については当該信用金庫の役員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫からの収入があること。

(新設)

(信用金庫連合会等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第三条 信用金庫連合会、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業

務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の
行う業務又はその子会社等（当該信用金庫連合会の特定子銀行又は
当該信用金庫連合会の金庫集団をいう。以下この条から第六条まで
において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどう
かの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連
合会又はその子会社等（規則第六十四条第四項第二号に掲げる業
務については当該信用金庫連合会又はその子会社等に属する法人
の役員を含む。）及び当該信用金庫連合会の会員である信用金
庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五
十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連
合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、主として信用金庫連合会に係る集
団（規則第六十四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条
において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどう
かの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連
合会に係る集団（規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務につ
いては当該信用金庫連合会に係る集団に属する法人の役員を含む。
む。）及び当該信用金庫連合会の会員である信用金庫からの収入
の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らな

務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の
行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでい
るかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることと
する。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連
合会（規則第十条の五第一項第二号に掲げる業務については当該
信用金庫連合会の役員を含む。）、その子会社及び当該信用金
庫連合会の会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入
の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連
合会、その子会社である銀行又は銀行業を営む外国の会社のい
ずれかからの収入があること。

（新設）

（以下）。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連
合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当
該信用金庫連合会に係る集団に属する規則第六十四条第一項第二
号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する信用金庫等から
のいずれかからの収入があること。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその
子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会
社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫
連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を
営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用す
る。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はそ
の特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である
証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と
読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会
社等のために営む従属業務に関する基準）

第五条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の
営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合
会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営ん

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその
子会社のために営む従属業務に関する基準）

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会
社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫
連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営
んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この
場合において、同条第二号中「当該信用金庫連合会、その子会社で
ある銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該信用金
庫連合会の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券
業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会
社のために営む従属業務に関する基準）

第五条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従
属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はそ
の子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準

でいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等)のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第五十四条の二十三第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連

については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用金庫連合会、その子会社である銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社)のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用金庫連合会、その子会社である銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第五十四条の十七第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連合

合会（規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会の役員を含む。）及びその会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

会（規則第十条の五第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会の役員を含む。）及びその会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。